

高浜発電所 原子力事業者防災業務計画（変更案）

別表3-1-22 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈

EAL番号	変更案	考慮した設備
25	<p data-bbox="336 432 954 465"><非常用交流高圧母線喪失または喪失のおそれ></p> <p data-bbox="336 479 435 512">【解説】</p> <p data-bbox="336 526 1106 607">すべての運転モードおよび運転モード外において、交流動力電源が以下のいずれかとなったとき。</p> <p data-bbox="363 620 1106 846">① 使用可能な所内非常用高圧母線が1系統となった場合において、当該母線への供給電源が非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器、予備変圧器、<u>空冷式非常用発電装置または「特重発電機」</u>のどれか1つになり、その状態が15分以上継続したとき。</p> <p data-bbox="363 860 1106 940">② すべての所内非常用高圧母線が外部電源および非常用ディーゼル発電機からの受電に失敗したとき。</p> <p data-bbox="363 954 1106 1034">③ 外部電源からの供給が喪失した状態が3時間以上継続したとき。</p>	<p data-bbox="1145 479 1342 512">・【特重発電機】</p> <p data-bbox="1305 526 1453 560">【特重設備】</p>
SE	<p data-bbox="336 1055 898 1088"><非常用交流高圧母線の30分以上喪失></p> <p data-bbox="336 1102 435 1135">【解説】</p> <p data-bbox="336 1149 1106 1229">すべての運転モードおよび運転モード外において、交流動力電源が以下の状態となったとき。</p> <p data-bbox="352 1243 1106 1469">(1) すべての所内非常用高圧母線が、非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器および予備変圧器からの受電に失敗し、かつ、<u>空冷式非常用発電装置または「特重発電機」</u>のいずれからも受電ができていない状態が30分以上継続したとき。</p>	
GE	<p data-bbox="336 1487 871 1520"><非常用交流高圧母線の1時間以上喪失></p> <p data-bbox="336 1534 435 1568">【解説】</p> <p data-bbox="336 1581 1106 1662">すべての運転モードおよび運転モード外において、交流動力電源が以下の状態となったとき。</p> <p data-bbox="352 1675 1106 1901">(1) すべての所内非常用高圧母線が非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器および予備変圧器からの受電に失敗し、かつ、<u>空冷式非常用発電装置または「特重発電機」</u>のいずれからも受電ができていない状態が1時間以上継続したとき。</p>	

EAL番号	変更案	考慮した設備
27	<p>SE <直流電源の部分喪失></p> <p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、使用可能な非常用直流母線が1つとなった場合に、当該直流母線への供給電源が蓄電池（<u>安全防護系用</u>）、<u>蓄電池（3系統目）</u>、充電器（後備充電器を含む）または可搬型整流器などを含む代替電源設備がいずれか1つとなり、その状態が5分間以上継続したとき。</p> <p>ただし、計画的な点検により、非常用直流母線が1つとなっている場合は除く。</p>	<p>・蓄電池（3系統目） 【SA設備】</p>
	<p>GE <全直流電源の5分間以上喪失></p> <p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、すべての蓄電池（<u>安全防護系用</u>）、<u>蓄電池（3系統目）</u>、充電器（後備充電器を含む）または可搬型整流器などを含む代替電源設備からの受電ができず、すべての非常用直流母線が使用不能となり、その状態が5分間以上継続したとき。</p>	
29	<p>GE <停止中の原子炉冷却機能の完全喪失></p> <p>【解説】 1次冷却材系統の水位を一時的にループ配管の中心付近まで下げた状態（ミッドループ運転状態）において、すべての余熱除去ポンプへの電源供給の喪失、ポンプの故障、余熱除去冷却器の冷却水喪失等による炉心の冷却機能の喪失および蒸気発生器を通じたすべての除熱機能（リフラックス冷却）が喪失し、かつ燃料取替用水タンクから充てん/高圧注入ポンプ、<u>A格納容器スプレイポンプまたは恒設代替低圧注水ポンプのいずれかを</u>用いた注水手段および停止中の余熱除去ポンプを通じた注水手段のすべてが喪失したとき。</p>	<p>・A格納容器スプレイポンプ 【SA設備】 ・恒設代替低圧注水ポンプ 【SA設備】</p>
43	<p>SE <原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用></p> <p>【解説】 (1) 運転モード1、2、3および4において適用する。 (2) 「炉心の損傷が発生していない場合」とは、格納容器内の格納容器内高レンジエリアモニタで$1 \times 10^5 \text{ mSv/h}$未満である場合をいう。 <u>(3) 「原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用」とは、「特重フィルタベント」の実施をいう。</u></p> <p><補足> 本基準については、該当する設備が未設置であるため、設置後に適用されるものとする。</p>	<p>・[特重フィルタベント] 【特重設備】</p>